

プレスリリース

平成18年3月3日
厚生労働省
農林水産省

米国農務省の「日本向け牛肉輸出証明プログラムに関する調査結果・対策報告書」の日本語訳(仮訳)の公表について

2月17日に米国農務省から提出のあった「日本向け牛肉輸出証明プログラムに関する調査結果・対策報告書」の日本語訳(仮訳)をとりまとめましたので、別添のとおり公表します。

(参考)米国農務省の報告書の正文は、英文で以下のホームページに公表されております。

http://www.fsis.usda.gov/PDF/Japan_Export_Investigation_Report.pdf



米 国 農 務 省

日 本 向 け

牛肉輸出証明プログラムに関する
調 査 結 果 ・ 対 策
報 告 書
(仮 訳)

2006 年 2 月 17 日

目次

I.	要旨	2
II.	食品安全検査局 (FSIS) : 日本向け輸出調査報告 ; Golden Veal Corp. 及び Atlantic Veal and Lamb, Inc. (証拠書類は別添 I に示されている。)	4
III.	日本向け牛肉輸出証明プログラムに対する USDA (米国農務省) による 管理の評価に関する監察官室報告	36
IV.	USDA の調査結果及び実行計画	
	1. マイク・ジョハnz農務長官による 2006 年 1 月 20 日に発表された最 初の措置	45
	2. FSIS 調査結果及び措置	52
	3. 日本向け牛肉輸出証明プログラムについての USDA による管理の評価 に関する監察官室報告への USDA の対応	62
V.	結論	70
VI.	別添	
	A. 日本向け牛肉に対する USDA 輸出証明 (EV) プログラム特定製品条件	
	B. 日本向け EV プログラム - 特定製品条件の説明	
	C. FSIS 指令改訂案 - 輸出証明	
	D. FSIS 通知改訂案 - 日本向け牛肉製品の証明及び輸出証明プログラム に基づく牛肉製品を証明するための輸出手続の説明	
	E. 書簡形式の証明書	
	F. 二人目の署名のための AMS (農業販売促進局) の声明	
	G. FSIS 検査プログラム担当職員のための研修文書	
	H. 2006 年 1 月 24 日の日本向け輸出証明プログラム会議に参加したパッ カー/最高経営責任者 (CEO) のための資料	
	I. FSIS による Golden Veal Corp. 及び Atlantic Veal and Lamb, Inc. の調査に関する 1 番から 39 番までの文書	

I 要旨

2005年12月12日、日本はほぼ2年間の米国産牛肉輸入禁止を解除し、米国産牛肉の輸入を再開した。2006年1月20日、日本政府職員はせき柱が付いた米国から積み出された子牛肉（ヴィール）3箱を発見した。日本との個別な貿易合意の下では、せき柱の混入は認められていない。米国は、これが日本との合意条件に沿うものではなく、日本にとって受け入れられないことを認めたが、当該製品は国民の健康を害するものではないと強調した。

米国政府はこの不適格な出荷の報告を受けて、即座に農務長官は徹底的な調査を命じた。食品安全検査局(FSIS)内の監査、評価を担当するプログラム評価執行審査部は直ちに、どのような経緯でこの不適格な牛肉が日本に到着したのかについて調査を始めた。さらにFSISは農務省監察官室(OIG)の調査部と連携して調査を行った。この調査は2006年2月2日に完了した。（本報告書第2章参照）

調査により、本件は輸出業者及びUSDA検査官が日本へ出荷可能な特定の製品を熟知していなかったためであると判明した。日本政府との合意によりせき柱は出荷できないこととなっている。そのせき柱を含む「ホテルラック（子牛の部位）」というラベルが貼られた箱が1つ、「（子牛の）トリムドロイン」のラベルの貼られたものが2箱出荷された。さらに、問題の施設を担当したFSISの検査担当職員が農業販売促進局(AMS)の輸出証明(EV)プログラムについて十分認識しておらず、日本向け輸出に不適格な製品の出荷を認可及び承認すべきではなかった、ということも明らかになった。EVプログラムの下で今回が最初で唯一の子牛肉の出荷であることから、不適格な出荷をめぐる状況は特異的なケースであるという判断に確信をもっている。（本報告書第3章参照）

ジョハンズ農務長官はまず、不適格な子牛肉の出荷に対応し、12の再発防止策を発表した。その中には、不適格な子牛肉を日本に輸出した問題の施設を認定施設のリストから削除することも含まれている。さらに不適格な出荷の連絡を受けて、FSISは3日以内に、EVプログラムの認可を受けたすべての施設にいる検査担当職員に対して、ウェブサイトを利用した双方向の研修を行った。4日以内に、USDA職員は業界側がEVプログラムの求める輸出条件を遵守するために重要な問題を確実に理解するために、ワシントンのUSDA本省において、EVプログラムの下で牛肉を輸出する施設の最高経営責任者及びその他の幹部役員との会合を開催した。ジョハンズ農務長官は出席者に対し、直接そして非常に明確に、米国の農業製品及び食品輸出プログラムに関し、非常に高いレベルでの基準を維持するため、すべての必要条件を満たすことの重要性を述べた。（本報告書第4章参照）

調査終了後、USDAは調査結果に対処するための適切な追加措置を決定した。例えば、EVプログラム参加国向けに輸出が認められた特定の製品をFSIS検査プログラム担当職員に周知徹底させるため、AMSは、FSISの研修を受けた検査プログラム担当職員がアクセスできる内部用ウェブサイトに、各国別に認可された特定の品目リストを掲載する。さらに、施設が監査を受けたり、プログラムに追加、あるいは削除される場合、その都度、AMSがFSISに通知する。（本報告書第4章参照）

2006年1月27日、米国農務長官は、日本向け牛肉EVプログラムについてのUSDAの調整・管理プロセスが適切かどうかを評価するため、議会を通じて米国国民への説明責任を持つUSDAの独立調査機関であるOIGに、監査を行うよう依頼した。2006年2月10日、OIGが監査報告書を提出し、監査は終了し、本報告書にも調査結果が記載されている（本報告書第3章参照）。本報告書に示されている調査結果、USDAの対応措置（本報告書第4章参照）は、FSISの「日本向け輸出調査報告書、ゴールデン・ゲイル社、アトランティック・ゲイル・アンド・ラム社」、OIGの「日本向け牛肉輸出証明プログラムについての農務省による管理の評価」の結果である。調査結果、事実関係、措置は各調査とも同様のものである。

米国は、日本の輸入牛肉の基準を満たすことを非常に重視している。我々は日本の条件を理解している。それらの条件は非常に明確なものであり、我々のシステムは、それらの条件に対応すべく構築されている。徹底的な調査の結果、今回の子牛肉の1出荷事例に含まれる不適格な製品の発見は、米国の牛肉加工、検査、あるいは輸出制度の全体にかかわる不備を示唆しているのではないことを確信している。今回の事例の調査、対応を経て、我々は同様の事例の再発防止のため、さらなる防止策を米国の制度に導入した。